

## 千葉市予防接種費用償還払い実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、千葉市と予防接種事業委託契約を締結していない医療機関等で予防接種を実施した場合における、接種費用の償還払いについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象接種)

第2 千葉市が行う、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期予防接種を対象とする。

### (対象者)

第3 対象者は、千葉市民とする。

### (請求)

第4 A類疾病の定期予防接種について費用の償還払いを希望する者は、予防接種費用償還払い請求書兼委任状（様式第1号）に、領収書の原本及び、母子健康手帳の氏名並びに予防接種の内容が分かるページの写し又は予診票の写しを添付して、市長に提出するものとする。

2 高齢者インフルエンザ予防接種について費用の償還払いを希望する者は、高齢者インフルエンザ予防接種費用償還払い請求書兼委任状（様式第2号）に、予診票、領収書及び必要書類を添付して、市長へ提出するものとする。

3 高齢者肺炎球菌予防接種について費用の償還払いを希望する者は、高齢者肺炎球菌予防接種費用償還払い請求書兼委任状（様式第3号）に、予診票、領収書及び必要書類を添付して、市長へ提出するものとする。

4 高齢者新型コロナ予防接種について費用の償還払いを希望する者は、高齢者新型コロナ予防接種費用償還払い請求書兼委任状（様式第4号）に、予診票、領収書及び必要書類を添付して、市長へ提出するものとする。

5 高齢者带状疱疹予防接種について費用の償還払いを希望する者は、高齢者带状疱疹定期予防接種費用償還払い請求書兼委任状（生ワクチン用）（様式第5号）又は、高齢者带状疱疹定期予防接種費用償還払い請求書兼委任状（不活化ワクチン用）（様式第6号）に、予診票、領収書及び必要書類を添付して、市長へ提出するものとする。

6 請求は、接種日の翌日から起算して5年以内に行うものとする。

### (単価の上限)

第5 支払額の単価は、接種日における千葉市の千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業の単価を上限とする。

### (不当利得の返還)

第6 市長は、申請書等の虚偽の記載その他不正行為により償還払いを受けた者がいるときは、償還払いした額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

## 附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

この要領は、平成26年10月22日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。